

放送法及び関係省令等の改正について

- ・マスメディア集中排除原則
- ・認定放送持株会社制度
- ・経営基盤強化計画認定制度

平成27年4月1日

総務省情報流通行政局放送政策課

目次

I 改正後のマスメディア集中排除原則の概要

- (1) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の趣旨
- (2) マスメディア集中排除原則における「支配関係」の定義
- (3) マスメディア集中排除原則の主な特例(地上基幹放送)
- (4) マスメディア集中排除原則の主な特例(衛星基幹放送)

II 改正後の認定放送持株会社制度の概要

- (1) 認定放送持株会社制度の全体像
- (2) 認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例
- (3) 認定放送持株会社の議決権保有制限制度
- (4) 認定放送持株会社の資産割合制度

III 経営基盤強化計画認定制度の概要

- (1) 経営基盤強化計画認定制度の概要
- (2) 指定放送対象地域の指定について
- (3) 経理的基礎審査の免除について
- (4) 放送番組の同一化について
- (5) マスメディア集中排除原則の特例について
- (6) 審査基準等について

Ⅰ 改正後のマスメディア集中排除原則の概要

(1) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の趣旨

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送()をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

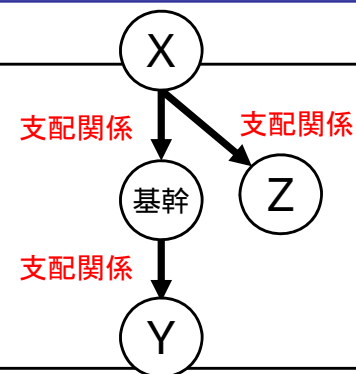
<認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分> (放送法第93条第1項第4号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



(2) マスメディア集中排除原則における「支配関係」の定義 ①

- マスメディア集中排除原則においては、一の基幹放送事業者が二局以上の基幹放送を行うこと(兼営)のみならず、当該基幹放送事業者が「支配関係」を有する者等(支配関係者)を通じてグループ全体として二局以上の基幹放送を行うこと(支配)をも原則として禁止している。
- 今回の省令改正により、①経営基盤強化計画制度を活用する場合における役員兼任規制の緩和、②その他規定の適用関係の簡素化・明確化等を措置。

(1)「支配関係」に該当する議決権保有比率

<地上基幹放送>

○1局目(申請局):10分の1超

○2局目以降:

①1局目と放送対象地域が重複するもの :10分の1超

②1局目と放送対象地域が重複しないもの : 3分の1超

なお、認定放送持株会社が地上基幹放送事業者の議決権を保有する場合には、放送対象地域の如何にかかわらず、一律に「10分の1超」[今回の省令改正で規定整備]

<衛星基幹放送等>

3分の1超の議決権保有

(2)「支配関係」に該当する役員兼任比率

○原則:「特定役員」の5分の1超

○特例:経営基盤強化計画認定制度を活用する場合は、「特定役員」の3分の1超[今回の省令改正で規制緩和]
「特定役員」(指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社の場合)

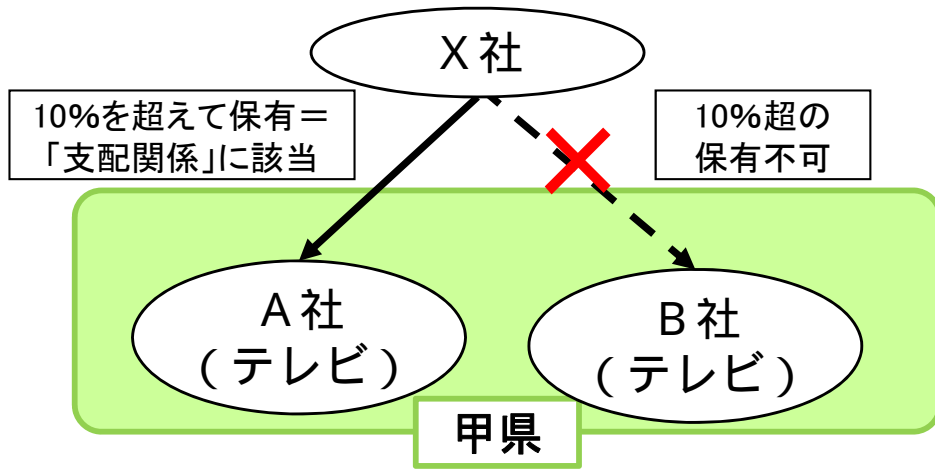
①地上基幹放送:取締役 監査役は該当しない。

②衛星基幹放送等:業務執行取締役(ただし、取締役全体に占める業務執行取締役以外の者の割合が3分の1を超える場合は、取締役)[今回の省令改正で明確化]

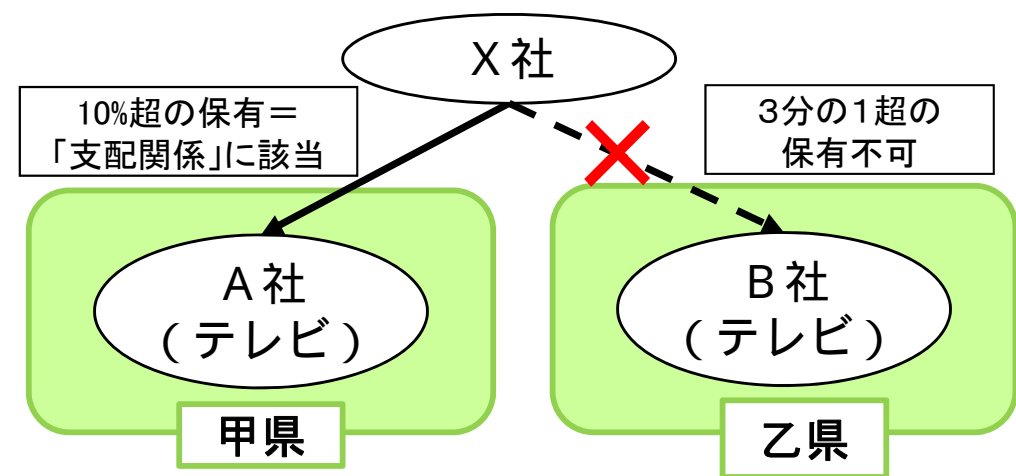
○このほか、代表権を有する役員又は常勤役員を兼任する者が1名でもいる場合も「支配関係」に該当。

(2) マスメディア集中排除原則における「支配関係」の定義 ②

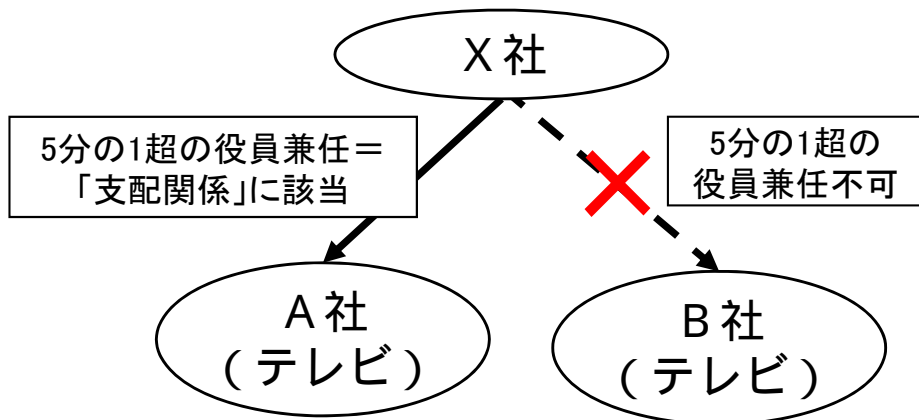
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複する場合)



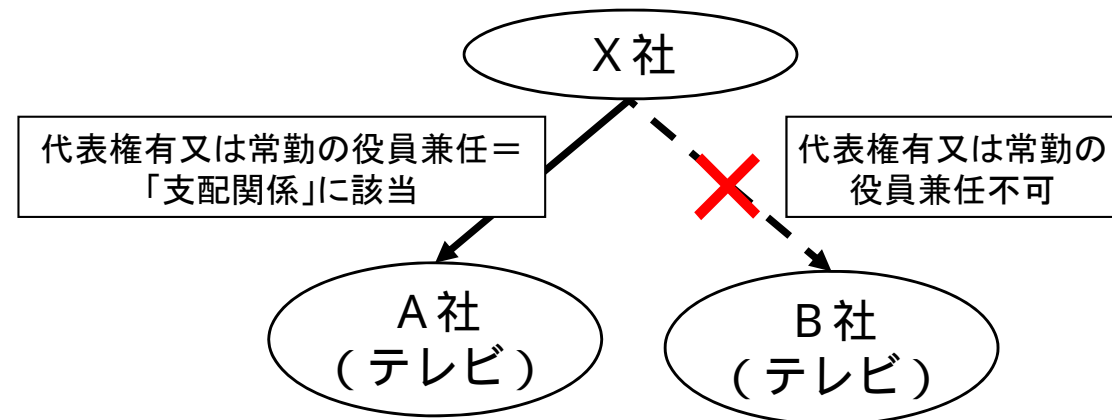
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複しない場合)



役員兼任による支配の例
(役員兼任比率: 5分の1超)



役員兼任による支配の例
(代表役員、常勤役員兼任)



(3) マスメディア集中排除原則の主な特例(地上基幹放送)

地上基幹放送については、特例として、以下の範囲内であれば、兼営・支配が認められる。

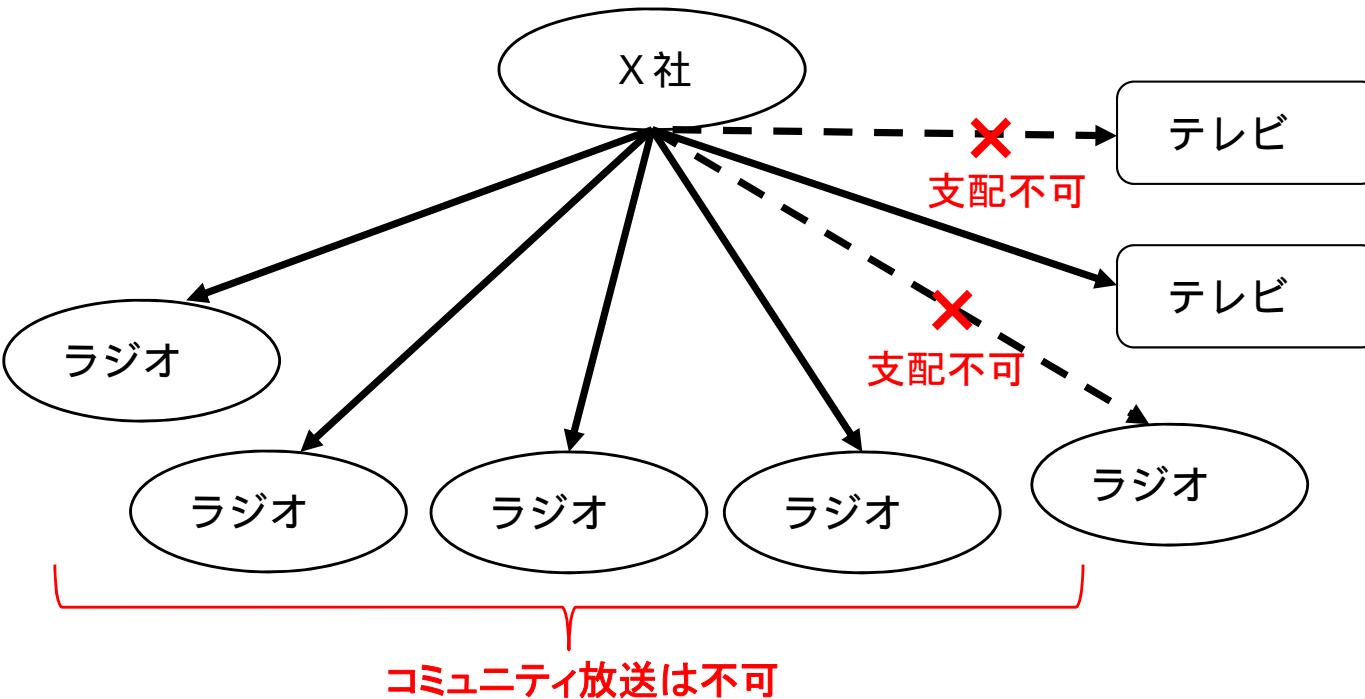
(1) テレビ1局及びラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)4局

(2) テレビ1局及びコミュニティ放送1局

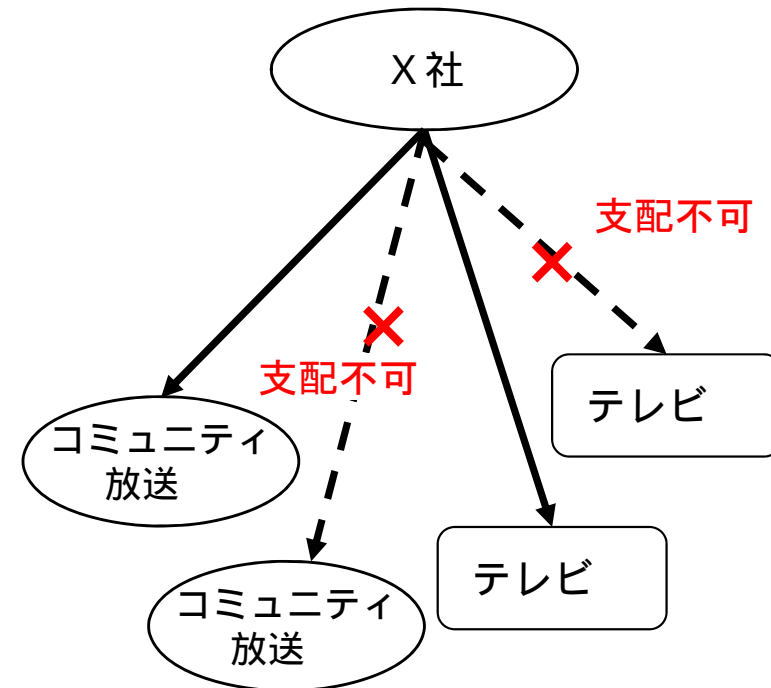
※ラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)とコミュニティ放送の兼営・支配は不可。

※同一放送対象地域における、テレビ・ラジオ・新聞の兼営・支配(いわゆる三事業支配)は不可。

(1)の例



(2)の例



(4) マスメディア集中排除原則の主な特例(衛星基幹放送)

衛星基幹放送については、特例として、周波数の合計が4以内であれば、兼営・支配が認められる。

ただし、地上基幹放送事業者が属するグループの場合は、これに加え、

- ・BS放送については、2分の1超の議決権保有は不可
- ・東経110度CS放送については、2周波数を超える兼営・支配は不可

区分 申請者	BS放送	東経110度 CS放送
地上基幹放送事業者 及びその支配関係者	<p style="text-align: center;">✕</p> <p style="text-align: center;">(2分の1以下の議決権保有は可能)</p>	<p style="text-align: center;">2周波数 ()</p>
上記以外の者	<p style="text-align: center;">4周波数 ()</p>	

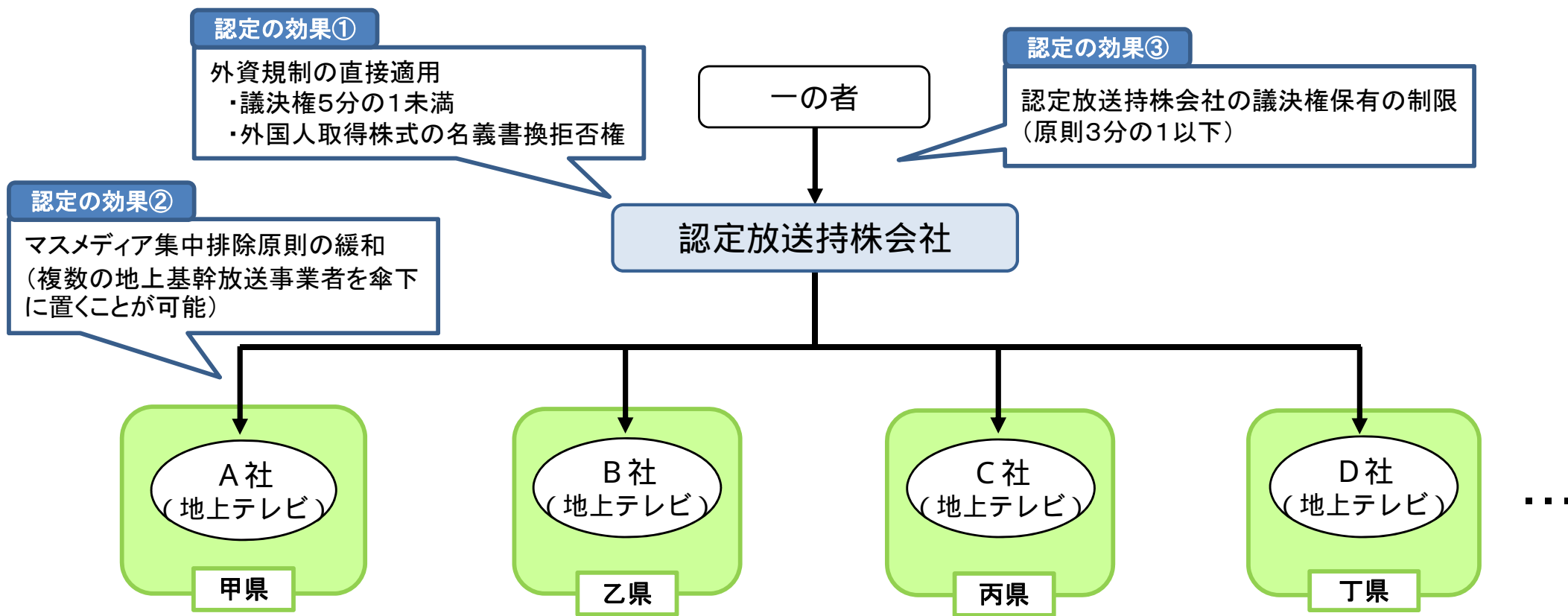
衛星基幹放送においては、1周波数で高精細度テレビジョン放送(HD放送)2~3番組送信可能。

II 改正後の認定放送持株会社制度の概要

(1) 認定放送持株会社制度の全体像

認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設された。認定放送持株会社制度を活用する場合は、特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能となる。

これまでは、グループとしての一体的経営力の確保の観点から、傘下に置くことができる基幹放送事業者は原則として「子会社」(2分の1超の議決権保有)に限定されていたが、地域経済の低迷等により、ローカル局において、株主等を地元で確保することが困難な状況となっていること等を踏まえ、より緩やかなグループ形態を採用することを可能とするため、今回の法律改正により、「関係会社」(子会社その他の支配関係を有する会社)を、傘下に置くことができることとする規制緩和を行った。



認定放送持株会社は、地上基幹放送事業者を最大12都道府県まで保有可(広域放送、県域放送の場合)
地上基幹放送のほか、BS放送を行う衛星基幹放送事業者等を傘下に置くことが可能。

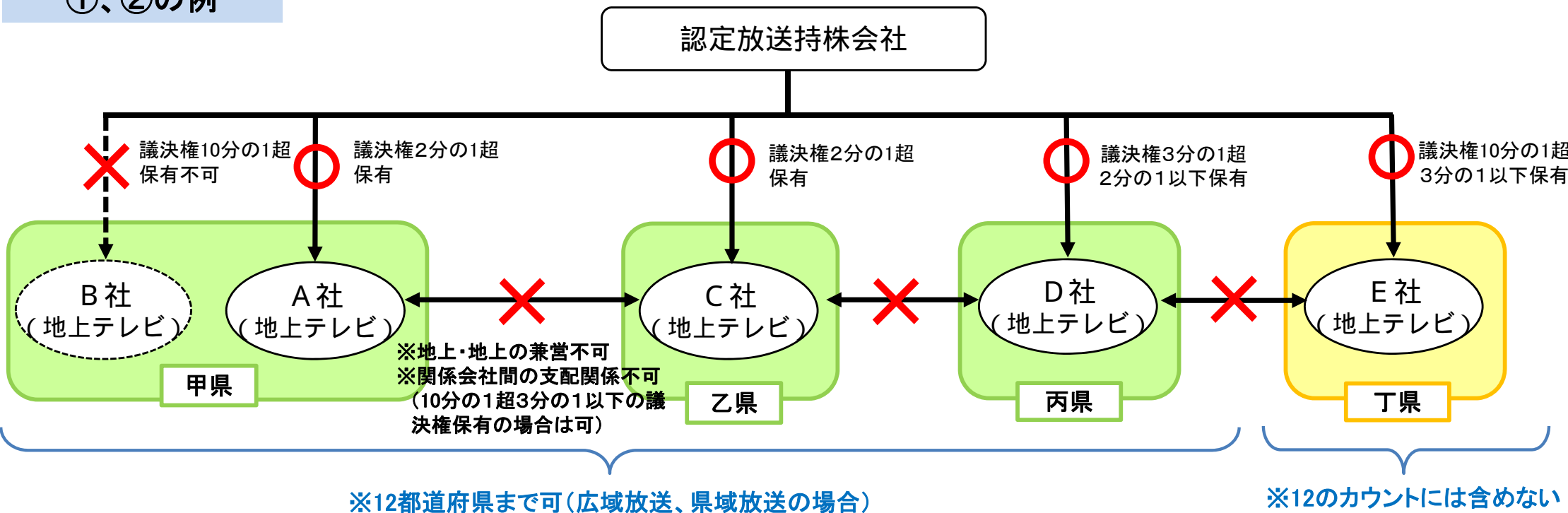
(2)認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例 ①

認定放送持株会社制度を活用する場合は、地上基幹放送・衛星基幹放送(BS放送)のそれぞれについて、特例として、更なる保有が可能となる。

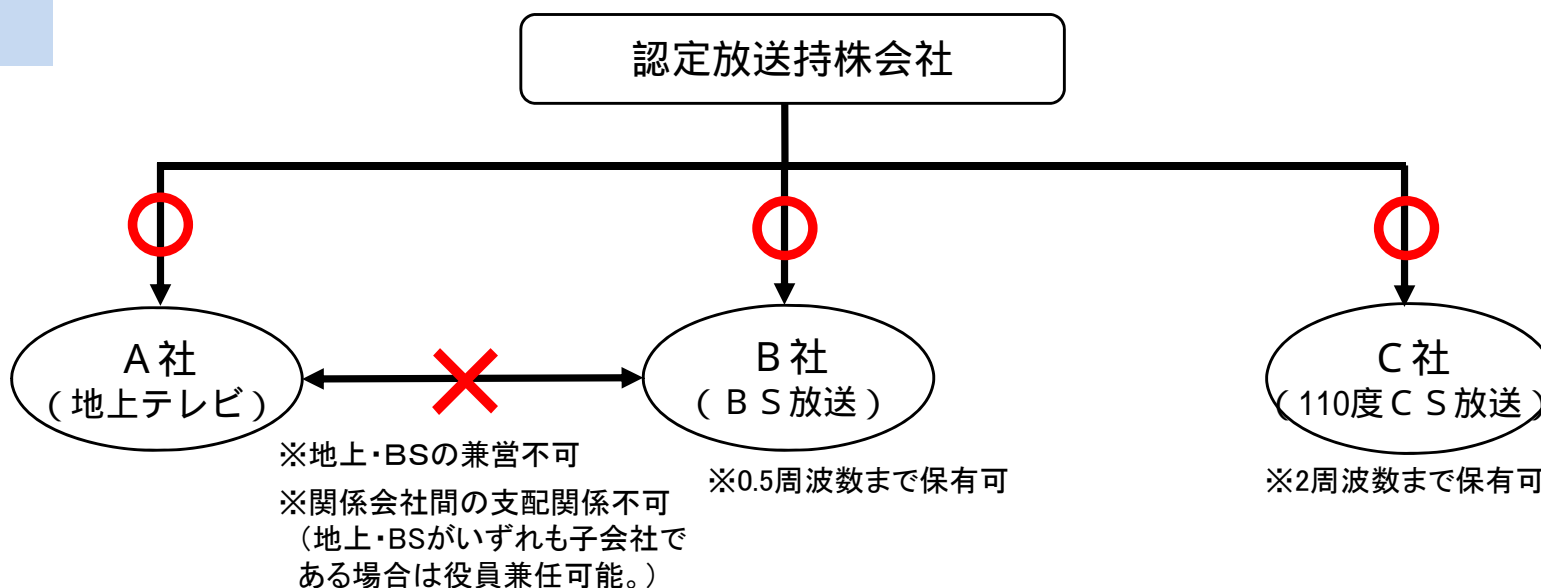
	制度を活用しない場合	制度を活用した場合
①地上基幹放送 (放送対象地域が重複する場合)	複数局の保有は 原則不可	同左
②地上基幹放送 (放送対象地域が重複しない場合)	複数局の保有は 原則不可	<p><u>最大12都道府県まで関係会社として保有可</u> (広域放送、県域放送の場合)</p> <p>※「12」の数のカウント方法を放送の種類やエリアごとに明確化 【今回の省令改正で措置】</p> <p>※10分の1超3分の1以下の議決権保有による「関係会社」は、 「12」等の数のカウントに含めない旨を明確化。 【今回の省令改正で措置】</p>
③衛星基幹放送 (BS放送)	保有不可 ※2分の1以下の議決権保有は可能	<u>合計 0.5周波数まで関係会社として保有可</u>
④衛星基幹放送 (東経110度CS放送)	合計2周波数まで 保有可	同左

(2) 認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例 ②

①、②の例



③、④の例



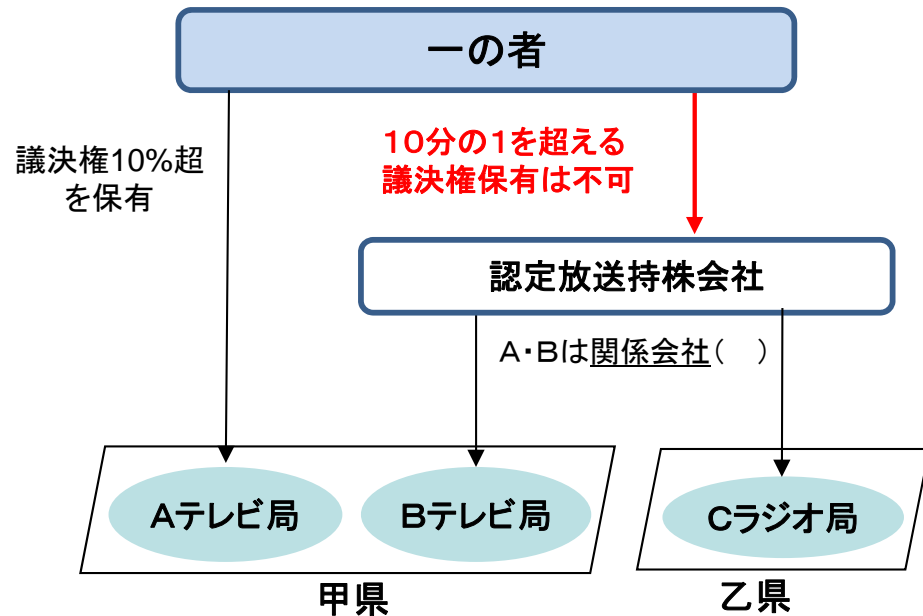
(3) 認定放送持株会社の議決権保有制限制度

認定放送持株会社は複数の基幹放送事業者をその傘下に置く持株会社であることから、放送の多元性、多様性及び地域性を確保するため、一の者が保有することができる認定放送持株会社の議決権を一定の割合以下に制限しているところ。

今回の省令改正により、下記の③の規制緩和を措置。

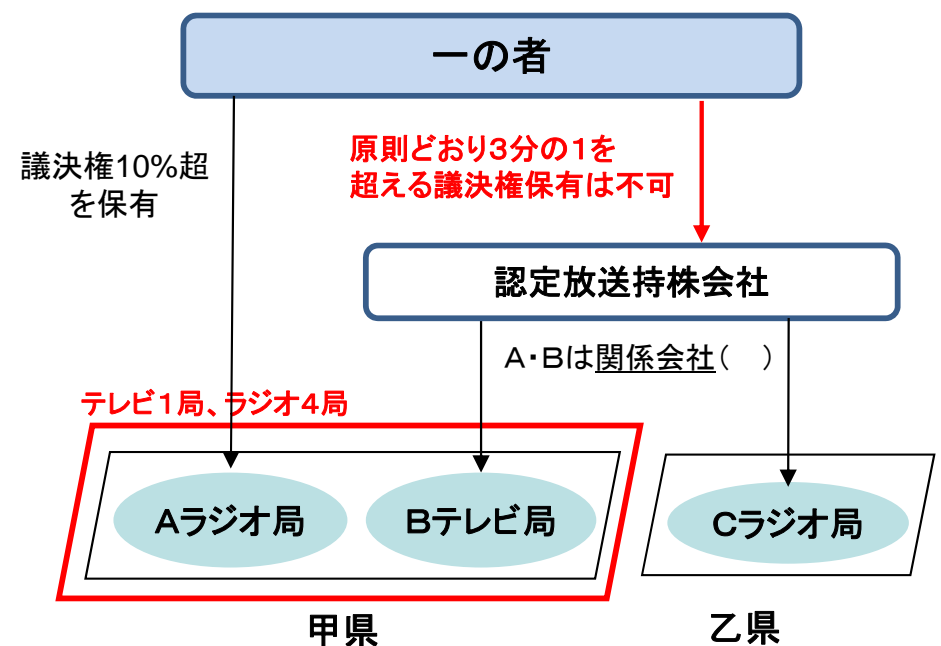
- ①原則として「3分の1」
- ②例外として持株傘下の地上基幹放送事業者と放送対象地域が重複する地上基幹放送事業者を支配する場合等は「10分の1」
- ③上記②の場合であっても、全体としてテレビ1局・ラジオ(コミュニティ放送を除く)4局の範囲内であれば、「3分の1」

上記②の例



※10分の1超3分の1以下の議決権保有によるものを除く。

上記③の例



※10分の1超3分の1以下の議決権保有によるものを除く。

(4) 認定放送持株会社の資産割合制度

資産割合制度は、認定放送持株会社には基幹放送事業者と同様の法的地位（外資規制の直接適用等）が付与されることを踏まえ、認定放送持株会社が実態として放送事業者の経営管理を主要な業務とする持株会社であることを担保することを目的として導入。（放送法第159条第2項第3号）

（例えば、本来は何ら放送事業とは無関係な大手鉄鋼メーカーが、地方のラジオ局を傘下に置いて認定放送持株会社に移行し、これによって放送法上の外資規制等を外国の大手鉄鋼メーカーによる買収からの防衛のために利用するような事態を防止する必要。）

具体的には、認定放送持株会社単体のバランスシート上で、放送関連資産が総資産の二分の一を常に超えることを求めるもの。これまでは、放送関連資産として「放送関連の子会社等に係る株式の取得価額」のみの分子計上を認めてきたが、今回の法律・省令改正により、放送関連の固定資産や流動資産も計上することを認める規制緩和を措置。

改正前

50% <

子会社等である
基幹放送事業者等に係る
株式の取得価額

総資産の額
(右の資産を控除する。)

放送の業務の用に
供する有形又は
無形固定資産

子会社等である基幹
放送事業者等に係る
貸付金

子会社等以外の者
に係る投資その他
の資産

改正後

50% <

子会社等である
基幹放送事業者等に係る
株式の取得価額

+

放送の業務の用に
供する有形又は
無形固定資産

子会社等である基幹
放送事業者等に係る
貸付金

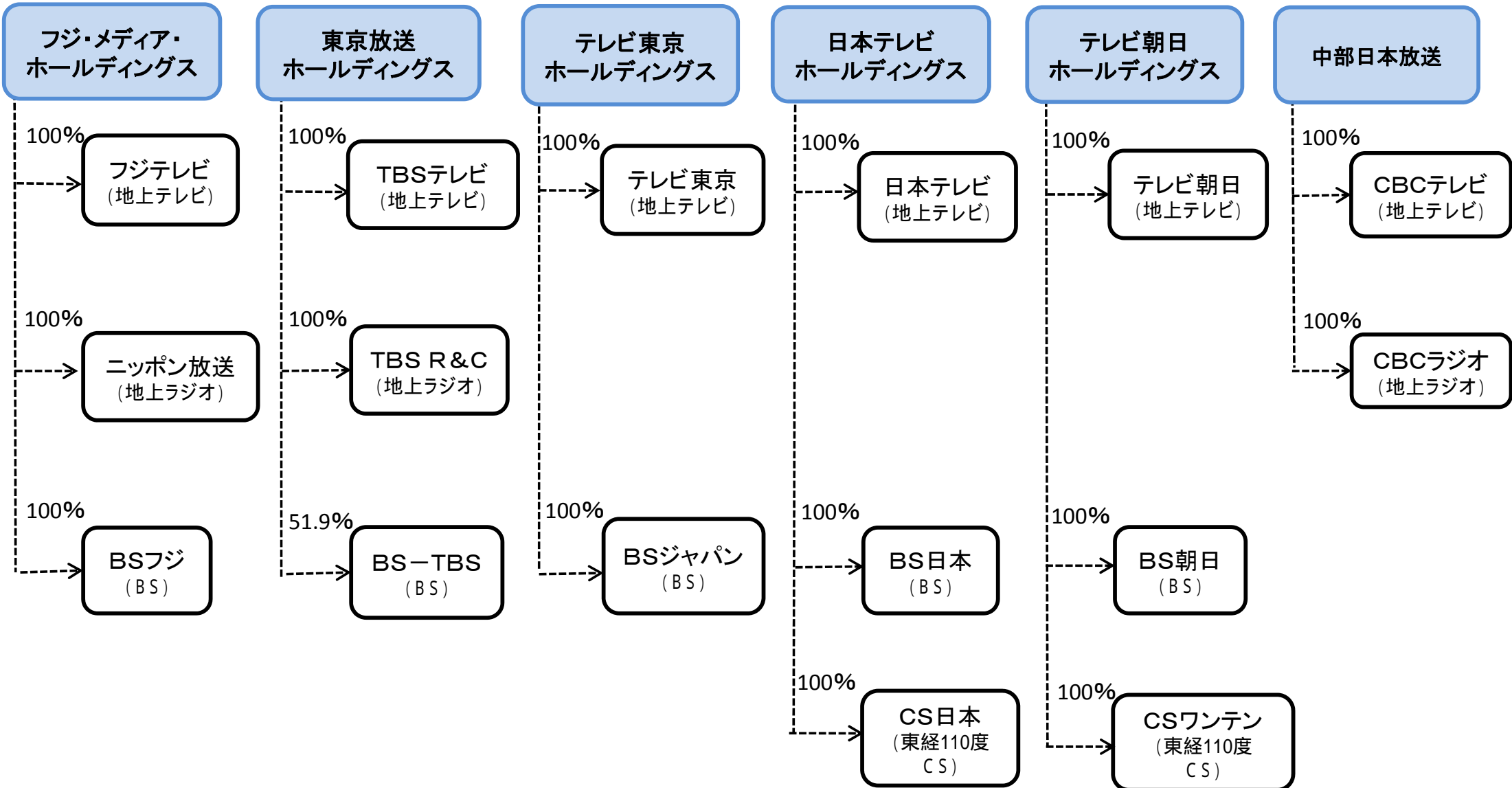
放送の業務に係る
流動資産

総資産の額
(右の資産を控除する。)

子会社等以外の者
に係る投資その他
の資産

(参考)既存の認定放送持株会社の一覧

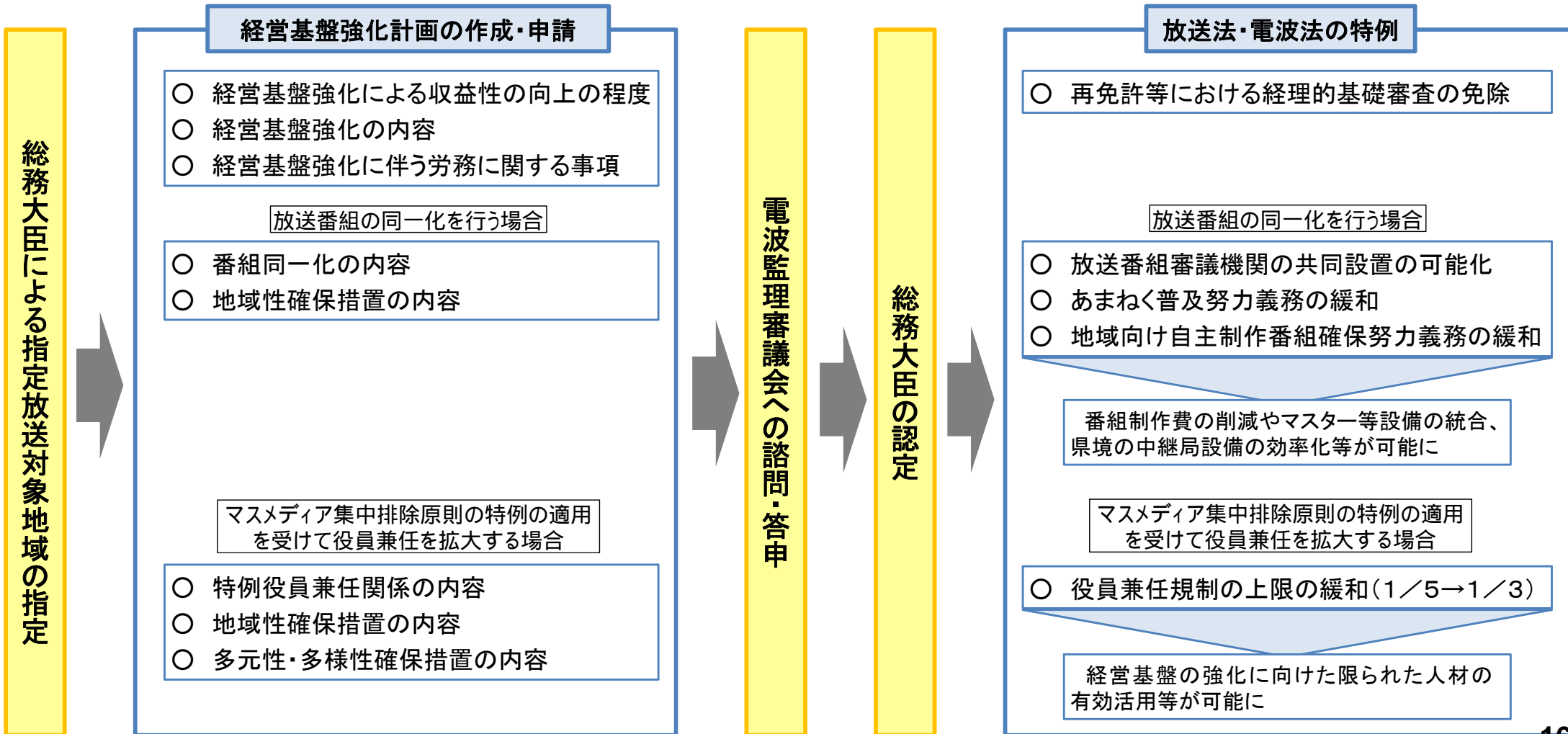
平成27年3月現在



Ⅲ 経営基盤強化計画認定制度の概要

(1) 経営基盤強化計画認定制度の概要

- 地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営状況が悪化する中、地域住民の生活に必要な基幹メディアとして存続するために経営基盤の強化に早期かつ積極的に取り組むことを可能とする制度。
- 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる放送対象地域を「指定放送対象地域」として総務大臣が指定。
- 「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等により収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けた場合、放送法・電波法の特例が適用。



(2) 指定放送対象地域の指定について

- 収入の現状、先行きの見通しともに厳しいラジオに係る放送対象地域を指定放送対象地域に指定。
- 収入が全国の平均を大きく上回るAMの三大広域圏を除くラジオの放送対象地域を指定。

「基幹放送普及計画」(抜粋) 【放送対象地域と放送系の数の目標】

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
中波放送	広域放送	関東広域圏及び近畿広域圏の各区域	3
		中京広域圏	2
	県域放送	北海道、福岡県及び沖縄県の各区域	2
		群馬県、埼玉県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、福岡県及び沖縄県を除く府県の各区域(滋賀県及び京都府、鳥取県及び島根県並びに佐賀県及び長崎県については、それぞれの府県の区域を併せた区域)	1
短波放送	全国	1	
超短波放送	県域放送	北海道、東京都、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県の各区域	2
		茨城県、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県を除く府県の各区域(鳥取県及び島根県については、両県の区域を併せた区域)	1
	外国語放送	東京都の特別区の存する区域、名古屋市、大阪市及び福岡市をそれぞれ中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	1

指定放送対象地域として指定

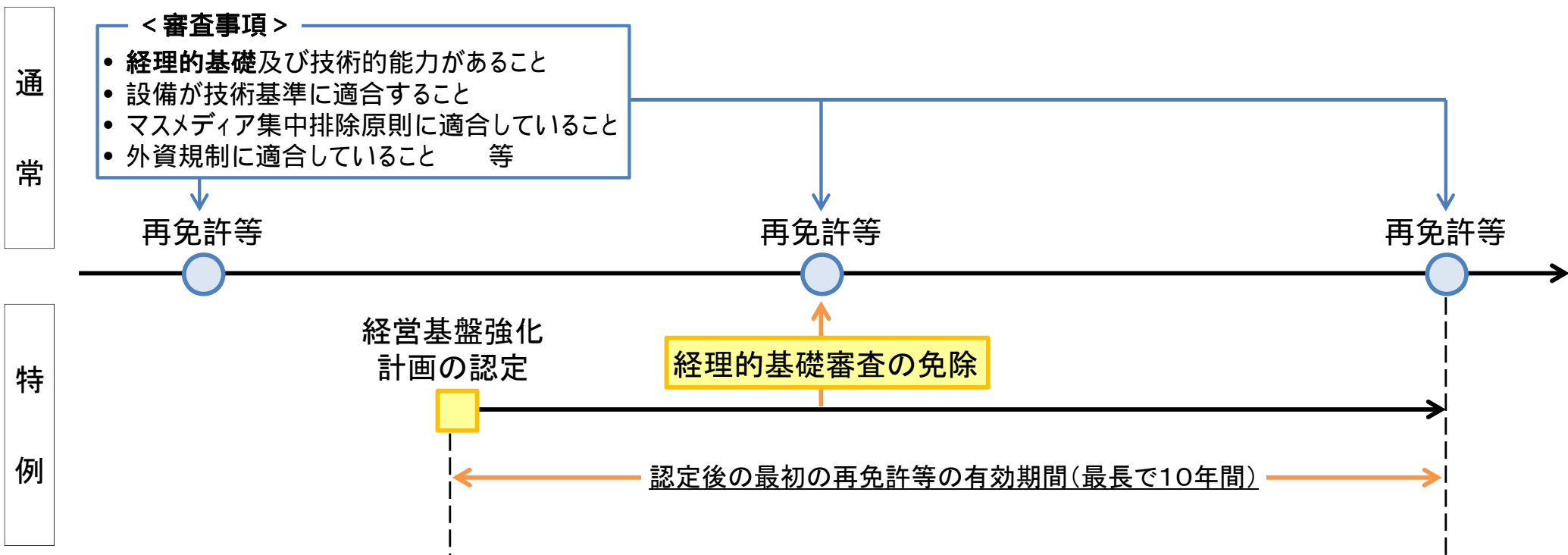
指定放送対象地域(放送法第116条の2第1項(抜粋))

国内基幹放送に係る放送対象地域のうち、

- ・ 当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の放送系の数の目標を達成することが困難となるおそれがあり、
- ・ かつ、当該目標を変更することが放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるもの。

(3) 経理的基礎審査の免除について

- 経営基盤強化計画の認定を受けた者について、再免許等において経理的基礎審査を免除。
- 認定後の最初の再免許等において経理的基礎の審査を免除。



認定の要件

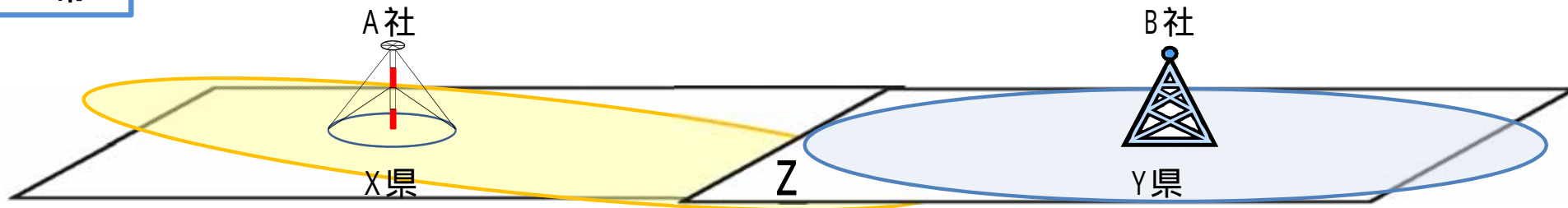
経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、業務を維持するため最大限の努力をするものであること(※)。
経営基盤強化に係る経営基盤強化が円滑かつ確実に実施されるものであること。
経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

() 放送法関係審査基準において、「業務の効率化、不採算部門の売却、遊休資産の売却」を「最大限の努力」のモデルケースとして例示。

(4) 放送番組の同一化について①

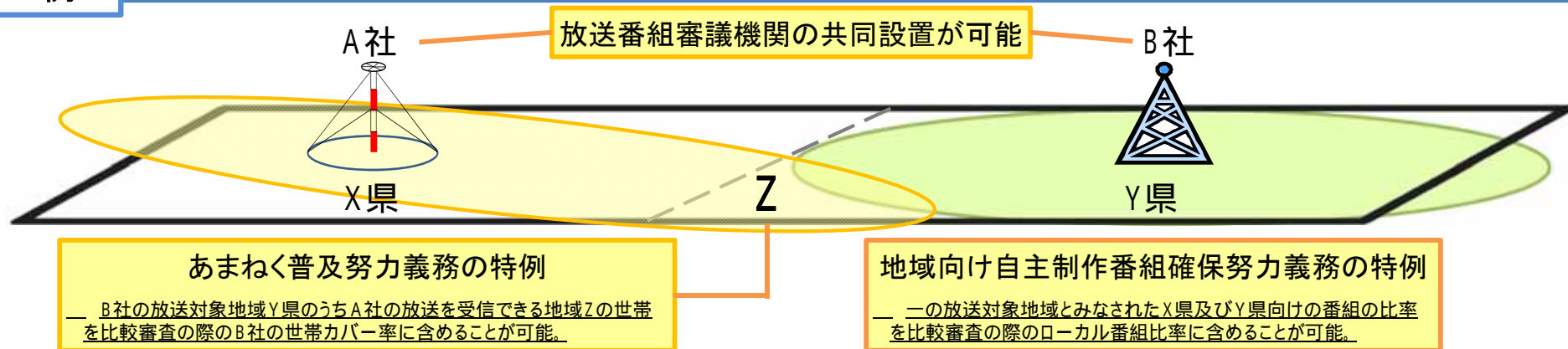
- 経営基盤強化の選択肢の一つとして、異なる放送対象地域(当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。)において放送番組の同一化()を行う場合は以下の特例が適用。
- 放送番組の同一化は任意で実施されるものであるが、同一化を実施する場合には、地域性の確保のための代替措置を講じることが必要。
()同一時間に同一番組を放送するものに限る。

通常



特例

放送番組の同一化を行う場合(任意)



同一化の要件

同一の放送番組を同一の時間に放送する割合が8割を超えること。

同一化に係る放送対象地域が県域放送に係るものであり、かつ、基本的に隣接するものであること。

(三大広域圏との同一化は不可)

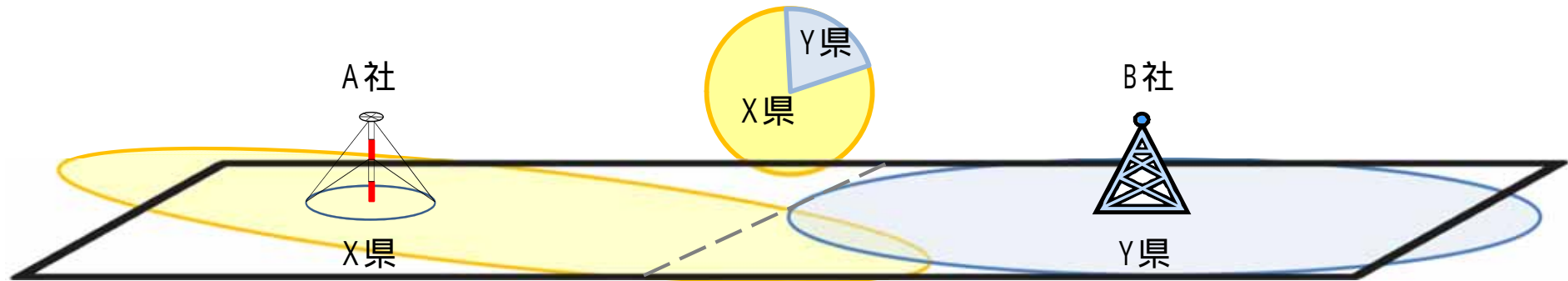
(4) 放送番組の同一化について②

認定の要件

地域性確保措置の内容が適切なものであること。

考え方

- ・ 「放送番組の同一化」によってX県とY県の放送番組が「混ざる」ことにより、X県のみを対象とした番組や、Y県のみを対象とした番組の占める比率が低下することが想定される。
- ・ 特に、人口や経済力等の点において一方の県が他方の県を大きく上回る場合、小さい方の県の住民の地域情報のニーズが反映されなくなるといった事態を避けることが必要。



認定の在り方

- ・ 各地域の実情や経営状態等を反映した事業者の自主自律による取組が可能な限り認められることが望ましい。
- ・ 行政においては、認定の審査に係る透明性や予見可能性を高めるための取組が必要。

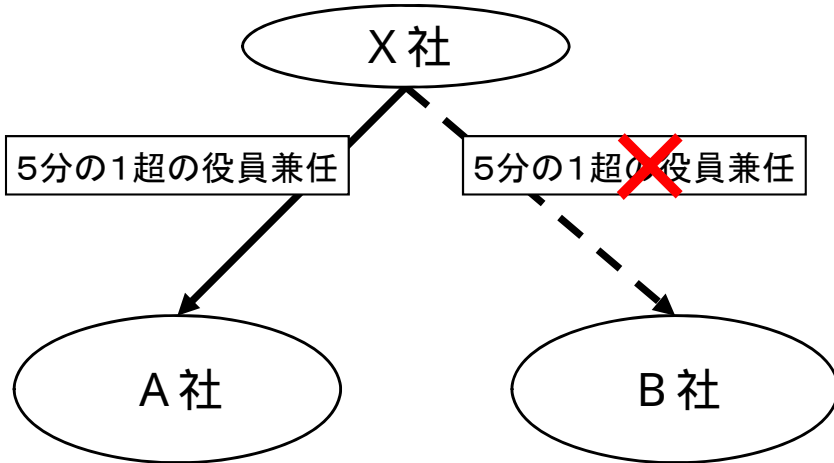
放送の地域性を確保するための代替措置として、モデルケースを例示。

- ・ 編成担当の役員や従業員及び審議機関の委員の構成に関し、放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること
- ・ それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること
- ・ それぞれの放送対象地域向けの災害放送の実施
- ・ それぞれの放送対象地域ごとの取材拠点の確保

(5) マスメディア集中排除原則の特例について①

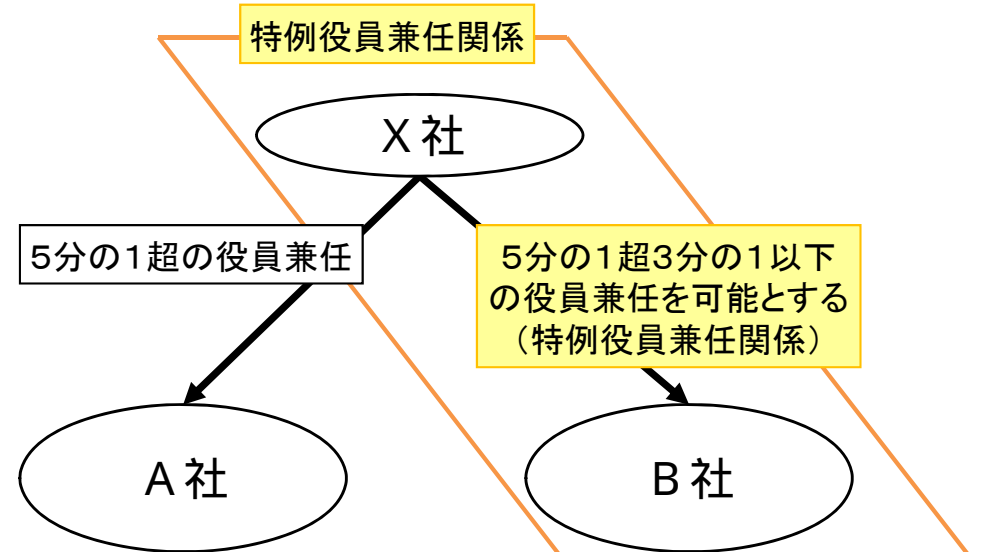
- 経営基盤強化の選択肢の一つとして、経営基盤強化計画の認定を受けた者に限り、マスメディア集中排除原則の特例として、役員兼任規制の上限を1/3に緩和。
- マスメディア集中排除原則の特例の適用(の申請)は任意であるが、当該特例を受ける場合には、地域性の確保や多元性・多様性の確保のための代替措置を講じることが必要。

通常



経営基盤強化計画の認定

特例



(5) マスメディア集中排除原則の特例について②

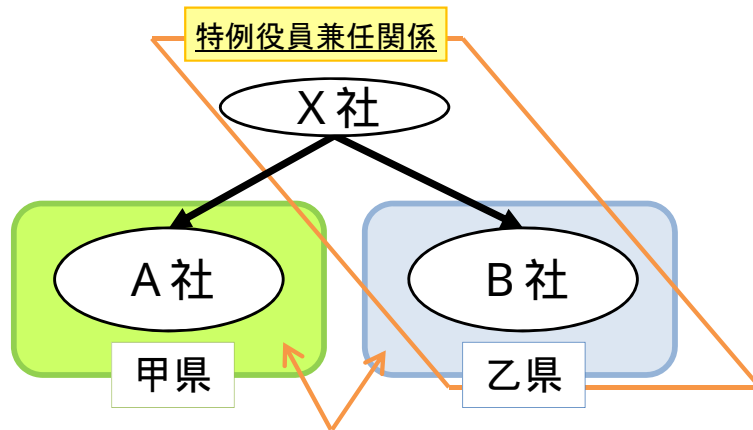
認定の要件

特例役員兼任関係に係る放送対象地域の全部又は一部が重複しない場合は、地域性確保措置の内容が適切なものであること。

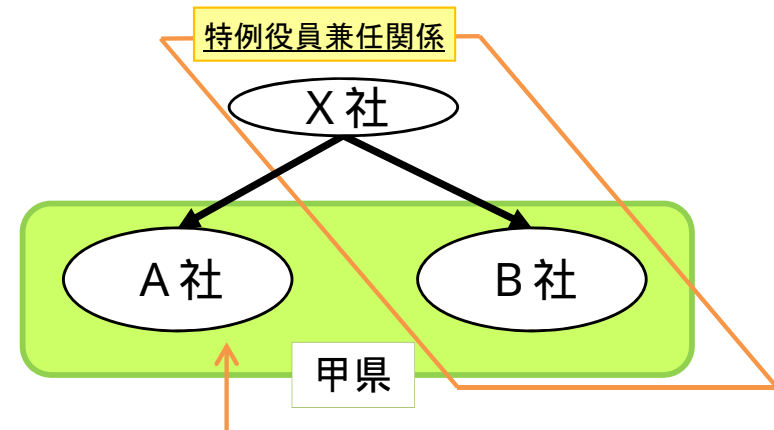
特例役員兼任関係に係る放送対象地域の全部又は一部が重複する場合は、多元性・多様性確保措置の内容が適切なものであること。

考え方

- 役員を兼任する者が増えることにより、一の者の放送事業者の経営等に対する影響力が増加することとなるが、こうした場合においても当該放送事業者の放送の多元性、多様性、地域性が損なわれるような影響力が行使される事態を避けることが必要。



地域性確保措置を講じる必要がある



多元性・多様性確保措置を講じる必要がある

認定の在り方

- 各地域の実情や経営状態等を反映した事業者の自主自律による取組が可能な限り認められることが望ましい。
- 行政においては、認定の審査に係る透明性や予見可能性を高めるための取組が必要。

○ 放送の地域性を確保するための代替措置として、モデルケースを例示。

- 編成担当の役員や従業員及び審議機関の委員の構成が、地域社会の要望を充足する放送の実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること

(6) 審査基準等について

認定の要件

業務を維持するために最大限の努力をするものであること。

円滑かつ確実に実施されるものであること。

従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

放送番組の同一化を行う場合

地域性確保措置の内容が適切なものであること。

マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大する場合

地域性確保措置の内容が適切なものであること。

多元性・多様性確保措置の内容が適切なものであること。

放送法関係審査基準

業務の効率化、不採算部門の売却、遊休資産の売却その他の取組を通じて相当程度の収益性の向上が図られるものであること。

経営資源に照らして過度に実施困難なものでなく、適切に実施される経営体制が確立されていること。

労働組合との協議その他雇用の安定等に関する配慮が十分に行われているものであること。

○ 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

○ それぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

○ 放送対象地域が重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであること。

<実施状況の報告>

○ 経営基盤強化認定を受けた者は、各事業年度における経営基盤強化計画の実施状況について、事業年度終了後3か月以内に総務大臣に報告。

具体的な報告事項

- 経営基盤強化による収益性の向上の程度
- 経営基盤強化の実施状況

放送番組の同一化を行った場合

- 特定放送番組同一化の実施状況
- 地域性確保措置の実施状況

マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大した場合

- 特例役員兼任関係の実施状況
- 地域性確保措置の実施状況
- 多元性・多様性確保措置の実施状況

(参考)放送対象地域制度

概要

「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る」という放送法の目的を踏まえ、放送対象地域制度、マスメディア集中排除原則等により、放送の多元性、多様性、地域性等を実現。

放送対象地域制度

放送対象地域

- 放送対象地域とは、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送といった放送の種類等による区分ごとに「同一の放送番組を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」。
- 総務大臣は、「地域の自然的経済的社会的文化的諸条件」等を勘案し、基幹放送普及計画を定めることとされており、放送対象地域は、地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当たっての基本単位として機能。

地域性確保のための制度

放送対象地域制度を基礎に、具体的な地域性確保のための制度が規定。

- 「放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより」、「当該地域社会の要望を充足すること」(基幹放送普及計画第1の3)

- 「主たる出資者、役員及び(放送番組)審議機関の委員」は、できるだけその「放送対象地域に住所を有するものでなければならない」(基幹放送普及計画第2の1の(7))

- 再免許等において、申請に対し割り当てることのできる周波数が不足する場合には1週間の放送時間に占めるローカル番組比率が高い放送事業者に対し、優先的に免許等を与える (電波法関係審査基準第3条及び別添6)

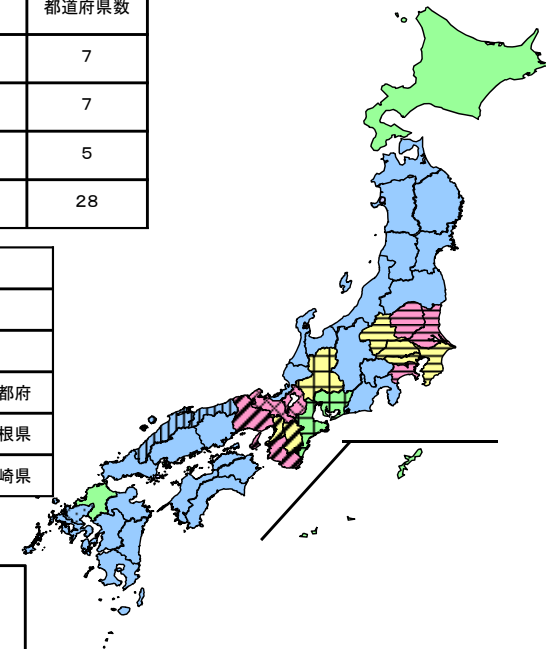
- 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者は、「その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする」(放送法第163条)(基幹放送普及計画第2の1の(6))

放送対象地域とチャンネル数の目標

	チャンネル数	都道府県数
■	4	7
■	3	7
■	2	5
■	1	28

※ 中波放送(AMラジオ放送)の場合

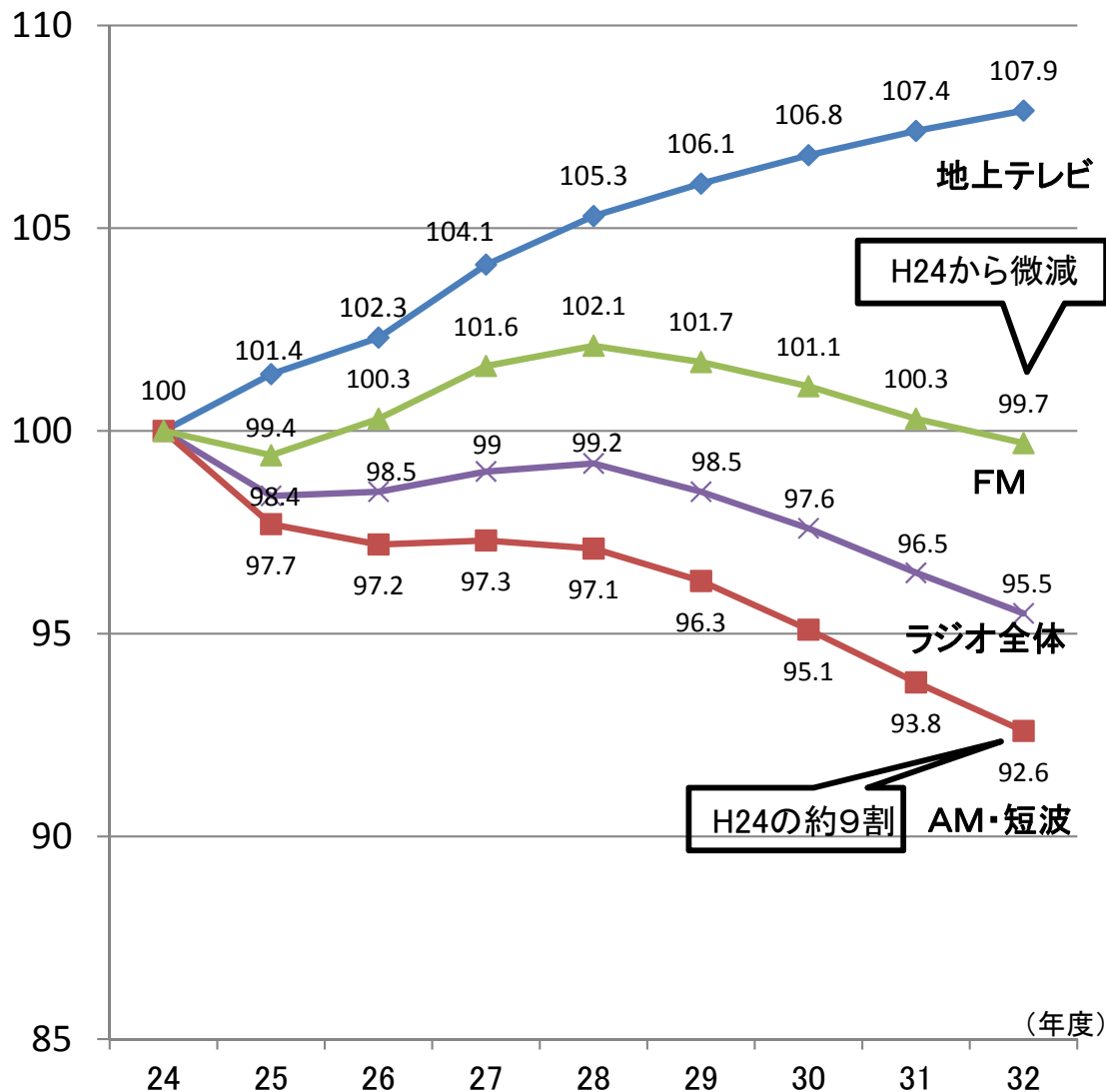
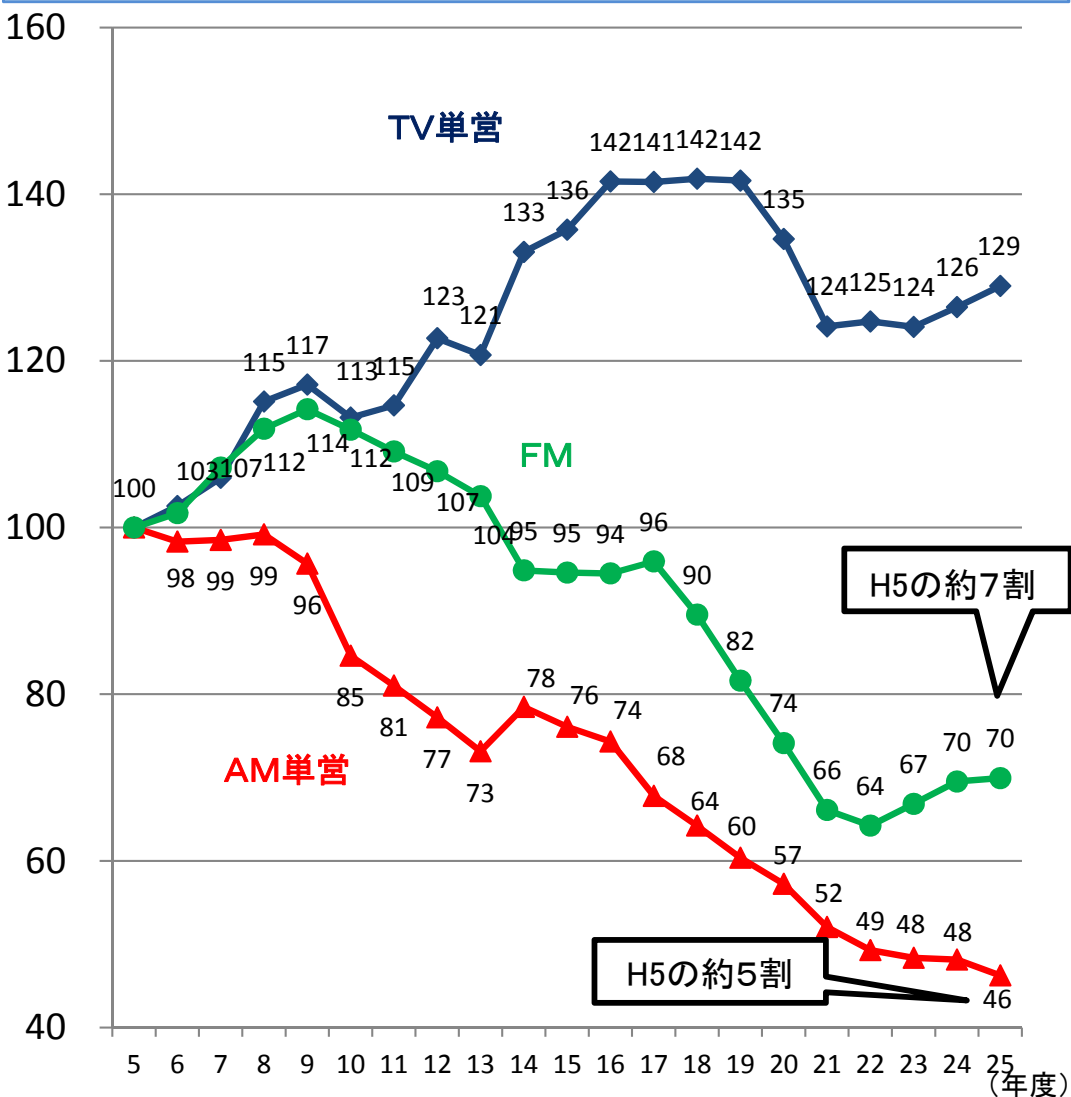
■	関東広域圏
■	近畿広域圏
■	中京広域圏
■	滋賀県及び京都府
■	鳥取県及び島根県
■	佐賀県及び長崎県



(参考) 民間放送事業者の経営状況(一社当たりの売上高の推移)

- 「TV単営」の売上高はリーマンショック(H20年度)以降減少に転じたが、近年は微増。
- ラジオについては、H5年度を100とすると、H25年度に「AM単営」は46、「FM」は70と大幅に減少。

- 「地上テレビ」はH32年度まで年平均約1.0%増の見込み。
- ラジオについては、H24年度を100とすると、H32年度に「AM及び短波」は92.6、「FM」は99.7、「ラジオ全体」は95.5となる見込みであり、概ね一貫した右肩下がりの予想。



H14にAM単営が増加しているのは、TV・AM兼営だったTBSがTVとAM単営に分社化し、その売上高を加えたため。

H25以降の売上高の伸び率は、『経営四季報2013冬号』(日本民間放送連盟研究所)の営業収入伸び率予測による。